

毎週火、金曜日発行(偶数日に編者室へは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇監査公告 昭和三十三年度に係る各種機関の定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第七号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十三年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十四年六月二十五日

鳥取県監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 井上善一

監査箇所	同	戸田俊巳
東部耕地事務所	昭和三十四年三月十一日	

中部	同	三月二十五日
		二十六日
		二十七日

西部	同	三月三十一日
		四月一日

中海干拓事業所	同	四月一日
---------	---	------

種畜場	同	四月二十一日
		二十二日
		二十四日

### 耕地事務所

昭和三十三年度にかかる東部、中部及び西部耕地事務所並びに中海干拓事業所の監査を執行したが、その結果、本年度耕地事業は、総事業費三億余万円のほかに一億円を越える農山漁村建設総合施設事業、小団地開発耕地整備事業及び非補助融資事業の指導監督を実施している。特に、本年度は、国の事業採択及び補助決定が遅れたこと

と、県の財政事情等の関係もあつて、事業着手が年度後期に集中したことによつて県営事業及び団体営耕地整備事業の一部を翌年度に繰越したものは、年度内完了に鋭意努力していただけれども、一部には現地の工程その他からして期限内完了が無理と思われるものもかなりあつた。

また、事務所内部の執行体制については過去の監査において強く指摘要望しているように、事務所機構の組織強化及び土地改良事業団体連合会との業務調整並びに事業団体育成助長等の問題についての行政的措置は、日見の度で今日におよんでいる。さらに、また、補助事業の執行及び補助金交付等に、関連する事務処理に当つては、本庁主務課の内部連絡に配慮を欠き、現地機関の執行運営に適切を欠いていた事例があつたことは遺憾である。これらの諸点につき、県及び関係当局は、真しに検討を加え、速やかに適切なる措置を講じ、もつて事業の適正執行のため、格別の配慮と努力を傾注するよう要望する。なお、本監査を通じ指摘される共通の事項は、おおむ

ね次のとおりである。

#### 一 補助事業の適正執行について

各種補助事業は、事業主体からの申請によつて県が認可者としての監督指導の責を負つているが、反面土地改良事業団体連合会は事業主体から設計監督手数料を徴収しているため、第一義的には指導監督は連合会の責任であるべき筋合であるけれども、実質的には連合会にその能力がないので、県職員が身分上連合会業務の囑託をうけて設計及び指導監督に従事している。したがつて、事業執行と行政監督の両職務を担当しているため、負担が重荷するだけでなく、二つの責任が混じつて行政指導の徹底が期し難い実状である。県は、このような実態を速やかに是正し、団体の育成強化と行政上の指導監督体制の確立を図り、適正な執行運営を期せしめるよう検討すべきである。

#### 二 新農村総合施設事業等の指導監督について

土地改良事業のほか新農村総合施設事業及び小団地開発耕地整備事業の施行監督については、未だ徹底を

欠ぐ面が多く、中には事業の施行その他工程等の掌あぐすらなされていない所もあつた。これは、要するに、本庁主務担当課間の連絡の欠如と指導監督費配分の僅少に因るものと認められるので、これが是正を図つて補助事業の完璧を期すべきである。

#### 三 県営事業の計画執行について

県営事業は、年次計画によつて継続的施行されているが、財政事情等もあつて、この計画を年度後期に変更し、工事完了後に契約変更し、さらにまた年度内完了困難で一部繰越する等措置している。また事業費、事業量とも他の事業に比し大であることと、地元負担金の負担能力と既往年度において完成した地域における早期生産効果等充分勘案して、計画を決定する要があるもので、慎重を期されたい。

また北条浜畑地かんがい事業等県営各事業に対しては、進捗度が悪いいため、地元関係農民の間に不安焦その声が高まつているので、事業費の確保と財源措置につき一層努力を望む。

#### 四 事務所の内部組織について

県営事業所は、事務所の附設機関として所長の監督下におかれているが、その行政責任は事務所長に負荷し、工事現場と工事に関連する技術的事項にかかる責任の主体を事業所長において本庁主務課が直接当つているため、事務所は形式的な經由機関に過ぎず、責任の分野が甚しく不明確となつている。また、事業所(大沢用水を除く。)は、いずれも単独事務所を有しているため不必要な維持経費を消費しているため、庁舎の一元化と人事の有機の効率化を図つて総合運営せしめることも緊要と思われるので検討されたい。

#### 五 竣工検査の厳正と事後確認について

各種事業の完了が年度末期に集中すること及び補助金交付期日等の関係もあつて、各所とも完了検査に努力していたが、工事箇所が多いのと、検査要員にも眼度があつて、事業それ自体が年度内完了に多少の疑点を残すものであつても、無理な検査を行つては可成りある。また、工事検査に事務検査も合わせて

行っているが、検査復命書等からみると、形式検査に  
終っている憾がある。特に、これらの地区に対する事  
後確認の善後処置につき、遺憾のないよう期すべきで  
ある。

六 災害復旧事業促進について

災害復旧事業は、経済効果と市町村財政の実状等を  
勘案して早期復旧に努むべきであるが、市町村は、こ  
の地元負担金の一部を受益者団体の寄附金に求めてい  
るものがあつて、事業着手が著しく遅延する傾向にあ  
るので、市町村に対し負担金条例設定勸奨を行い、地  
元負担金の確保を図つて事業の推進を期するよう行政  
指導が必要である。

七 土地改良地区の採択等について

国に対し県が行う土地改良事業の計画並びに地区採  
択及びその実施に到る一連の事務は、すべて国の出先  
機関である岡山農地事務局を経由して行われ、農林本  
省の最終決定までには相当日時を要し、さらに、また、  
計画変更その他についても同様段階を歩むので、既述

したように、国の決定が遅れ、その結果として当然適  
正化法自体の適正な運営を阻害しているので、これが  
改善策のため国家機関内部及び県と国との事務再配分  
につき、県は国に対し強く要請すべきである。

八 非補助融資制度の周知徹底について

本制度は、本年度新たに設けられた制度であるが、  
周知徹底を期する必要がある。なお、これに関連して、  
調査計画費の計上について考慮せられたい。

九 補助金交付と事務処理について

1 補助事業に対する補助金交付に当つては、一部の  
前金払及び概算払を除きすべて完成払としているが、  
予算令達が遅れ交付期日(三月三十一日)に間に合  
わず、やむなく支出超過し交付していた所もあつた  
ことは、予算執行上適切でない。

2 補助事業に対する補助金交付申請書その他添付書  
類は、県規則によつて施行細目が決定されていない  
ため、従前の要領によつて処理しているが、この添  
付書類の簡素合理化につき、検討考慮の要がある。

3 県営事業に対する工事監督日誌、その他材料受払  
簿等現場諸帳簿の整理は、実状に即し難い面がある  
ので検討されたい。

4 県営事業の計画変更による請負契約その他事務上  
の変更事項は、速やかに現地機関に連絡するよう主  
務課は留意すべきである。

5 本年度も事務費に不足を生じ、県営用排水改良事  
業費の本工事費を工事完了後四十八万六千円減額し

事業別	地区
団体営かんがい排水事業	六
団体営耕地整備事業	九
過年度災害復旧事業	五六
三十三年災害復旧事業	五
地盤変動対策事業	
干害応急対策事業	七
団体営耕地整備事業(前年繰越分)	
小計	

ているため、この相当額の工事請負費の支払を翌年  
度に繰延べていることは、当を得ない。

東部耕地事務所 昭和三十四年三月十日監査

同日 十一日

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎

一 本年度事業の執行状況は

事業費	補助金交付予定額
四、四八、〇〇〇	一、六三、〇〇〇
五、三三、〇〇〇	一、八五、〇〇〇
三、八〇、五〇〇	二、七四、〇〇〇
一、六九、〇〇〇	一、〇九、〇〇〇
一一、〇九、〇〇〇	五、三〇、三〇〇
三、三三、〇〇〇	一、三三、〇〇〇
六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
二〇、〇八、二〇〇	二、〇八、二〇〇

湖山砂丘畑地かんがい事業所(大規模)  
〃 (小規模)

外  
合計  
小田地開発耕地整備事業 七  
農山漁村建設総合施設事業 一二  
土地改良助成基金融資事業 四一

であつて、翌年度繰越した県営事業を除きおおむね円満に執行しているが、このうち災害復旧事業及び団体営耕地整備事業の一部は、着工が遅れ、期限内完了が困難と思われる地区があつたので、早期完了促進につき努力を要する。

二 事業に対する指導監督につき、次の点留意されたい。  
1 湖山砂丘畑地かんがい事業(県営)

○大規模かんがい事業 一四、四八〇、〇〇〇円

内訳 (全体計画に対する進捗率六〇パーセント)

一四、四八〇、〇〇〇  
一五、〇〇〇、〇〇〇 (内繰越四、〇〇〇、〇〇〇)  
九、五三九、〇〇〇 (内繰越四、〇〇〇、〇〇〇)

三、五三三、〇〇〇  
七、五三三、〇〇〇  
一七、六六六、〇〇〇

取入口工 七五五、〇〇〇円(請負)  
取入水路工 九五、〇〇〇(〃)  
第二揚水機工 三、四九〇、〇〇〇(〃)  
第二号送水管工 四〇七、〇〇〇(〃)  
第一号幹線水路工 二、九一八、〇〇〇(〃)  
第二号〃 五、四〇七、〇〇〇(〃)  
雑工事 五四、〇〇〇(〃)  
用地買収及び補償費 一五五、〇〇〇(〃)  
その他 一、一九九、〇〇〇(〃)  
○小規模かんがい事業 一五、〇〇〇、〇〇〇円

内訳

本年度施行分

一号幹線地区 七、七〇四、〇〇〇  
二号〃 二、八〇四、〇〇〇  
工事雑費 四九二、〇〇〇  
翌年度繰越分 四、〇〇〇、〇〇〇

請負額 三、六九八、〇〇〇  
用地費 一二七、〇〇〇  
工事雑費 一七五、〇〇〇

であつて、前記のとおり年度内未完了とし、一部を翌年度に繰越し、施工中であつた。

2 災害復旧工事(二八災)鳥取市下砂見

事業主体 鳥取市

事業費 四九〇、〇〇〇(地区番号二ノ三)

事業費 二九七、〇〇〇(地区番号二ノ三三)

本工事は、いずれも頭首工で未着工であつたから、早期完工促進に努力を要する。

なお、地区番号二ノ三の工事箇所は、土木部との関連もあるので充分協議すること。

3 災害復旧工事(二八災)鳥取市円護寺

事業主体 鳥取市

事業費 一九四、〇〇〇(水路工 五二メートル)

事業費 三八八、〇〇〇(水路工二八メートル)

本工事は、水路工復旧工事で施行中であつたが、全般に亘り粗雑で、護岸石積は規格外材料を使用していたものがあつたので、監督指導の助言を要する。

4 災害復旧工事(三三災)用瀬町古用瀬

事業主体 用瀬町

事業費 三〇三、〇〇〇

本工事は、木工沈床による頭首工復旧であるが、監査当日未着工で、材料集積もしていなかつた。

5 災害復旧工事 郡家町米岡

三十一一年災害復旧工事 三六三、〇〇〇

同関連工事 一六四、〇〇〇

三十三年災害復旧工事 四二三、〇〇〇

同関連工事 五三三、〇〇〇

計 一、二九九、〇〇〇

事業主体 郡家町

木工沈床による頭首工で、三十一年災害復旧工事及び三十三年災害復旧工事を同時に施工し工事中であつたので、早期完工促進に努力すること。

6 かんがい排水事業 鳥取市松原

事業費 七〇〇、〇〇〇

事業主体 松原土地改良区

水路延長一八六メートルを両岸空積石垣で施工中であつたが、石材の不適格のものが多数使用されており、施工程度が拙劣である。

7 急傾斜農道 鳥取市上砂見

事業主体 上砂見土地改良区

事業費 三〇〇、〇〇〇

本工事は、延長一一七、六メートル巾員二、五メートルの急傾斜農道整備であるが、監査当日未着工で、材料その他の集積もしていなかつた。早期完工促進を要する。

8 かんがい排水事業 鳥取市湖山

事業主体 湖山町下代土地改良区

事業費 二、〇一〇、〇〇〇

水路延長六〇一メートル三方コンクリート舗装で施工中であつたが、コンクリート搗固不十分な箇所が多く、モルタルを糊塗していた。

9 かんがい排水事業 鳥取市桜谷

事業主体 桜谷土地改良区

事業費 一、〇二〇、〇〇〇

水路延長一八五メートル、三方コンクリート舗装で施工中であつた。

10 二十八年災害復旧工事 鳥取市金沢

事業主体 鳥取市

水路災害復旧 二三〇、〇〇〇

水路延長六三、〇メートルを両岸空積石垣にて施行していたが、石材不揃いである。

11 三十二年災害復旧工事 郡家町米岡

事業主体 郡家町

橋梁災害復旧 二四六、〇〇〇

橋梁延長三四メートル、有効巾員二メートルの木造土橋の中央より左岸側が流失により復旧したものであるが、右岸側は老朽のため地元において架換を同時施工していた。

三 小団地開発整備事業のうち農道及び水路等の工事施工が一般的に粗雑であり、殊に石垣工は石材不適格品の使用が極めて多く、稚拙な施工がなされている。

四 経理出納事務の処理につき、次の点留意されたい。

1 予算令達は、適期にうけ計画的執行すること。

なお、前年度分子算繰越使用の経費を現年度として令達をうけ処理していたので、整理しておくこと。

中部耕地事業所 昭和三十四年三月二十五日監査

三月二十六日

三月二十七日

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎

一 本年度事業の執行状況は

事業別	地区	事業費	補助金交付予定額
過年度災害復旧事業	一五	四、三三〇、〇〇〇	三、四三三、〇〇〇
団体管かんがい排水事業	四	七、三二五、〇〇〇	三、〇八〇、〇〇〇
団体管耕地整備事業	一一	二、七三三、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇
団体管全体設計費		三三三、八〇〇	六九、三〇〇
区画整理確定測量費		一三〇、〇〇〇	四八、〇〇〇
干害応急対策事業	四二	四、四一七、〇〇〇	二、三三三、〇〇〇

内繰越事業費 二、〇〇〇  
補助費 六〇〇

三十三年災害復旧事業

三

一、〇五八、〇〇〇

六七、七〇〇

計

北条浜かんがい事業(県営)

(小規模)

四、五九八、〇〇〇

一八、三五四、九〇〇

北条用排水改良事業

二四、九三〇、〇〇〇

(内繰越 四、〇〇〇、〇〇〇)

東郷池沿岸排水改良事業

一四、七〇〇、〇〇〇

橋津川排水改良事業

六、八二四、〇〇〇

地盤変動対策事業

二四、四一〇、〇〇〇

同 (前年度繰越分)

七、八六六、〇〇〇

農地保全事業

五、四五〇、〇〇〇

合 計

一〇、六六九、〇〇〇 (繰越 四、六〇〇、〇〇〇)

外

小団地開発整備事業

八

四、四九七、〇〇〇

農山漁村建設総合施設事業

一六

五、七〇一、〇〇〇

土地改良基金助成融資事業

三四

一七、四四五、〇〇〇

であつて、翌年度繰越した県営事業と団体営耕地整備事業の一部を除きおおむね円滑に執行しているが、年度末期に到り事業費の一部増額等もあつて、施行中の

ものが可成りあつたので、早期完工に一層努力を要する。  
二 事業に対する指導監督につき、次の点留意されたい。

1 北条浜畑地かんがい事業(県営)

大規模かんがい事業

事業費

二四、九二〇、〇〇〇

内訳

揚水機場工

五、四四四、〇〇〇(請負額)

用水路工

一六、〇七五、〇〇〇(〃)

電力設備工

三七三、〇〇〇(〃)

用地買収その他

三、〇二八、〇〇〇

小規模かんがい事業(国坂西地区)

事業費

二七、九四〇、〇〇〇

(内翌年度繰越四、〇〇〇、〇〇〇)

内訳

配水路工

二〇、一五五、〇〇〇

(三、一五四、〇〇〇)

揚水機場工

五、一〇〇、〇〇〇

用地買収費

一、四六六、〇〇〇

(六六六、〇〇〇)

その他

一、二一九、〇〇〇

(一八〇、〇〇〇)

であつて、小規模かんがい事業の一部を翌年度に繰越したもののほか、本年度分はおおむね完了していたが、揚水機場工の一部は大規模分、小規模分とも

未完成であつたので、早期完了に努力を要する。  
なお、小規模かんがい事業のうち第三次工事(配管工事)を四百十万円で請負契約をてい結し施工していたが、このうちから翌年度に支払予定していた用地買収費八十万円を本年度に支払う関係上この相

当額を減額変更する予定であつた。  
2 北条用排水改良事業(県営)  
事業費 一四、七〇〇、〇〇〇  
工事請負額 一二、三三二、一五二

本年度工事は、幹線水路延長一、六三六メートル、排水路延長一四メートルを施工中であつたが、鋭意期限内完了に努力を要する。

3 東郷池沿岸排水改良事業  
事業費 六、八一四、〇〇〇

内訳

左岸突堤工 五、七四四、〇〇〇 (請負額)  
 機材費 一二二、〇〇〇 (〃)  
 その他 九四八、〇〇〇

本年度工事は、主として突堤築造用テトラポット製作(一、〇二六個)を行い、築造は三十四年度より施工の予定であった。

全体計画に対し九、九パーセント進捗しているが、沿岸農民の間に早期促進要請の声が高い。

4 県営地盤変動対策事業(東郷池周辺)

事業費 二四、四一〇、〇〇〇  
 外前年度繰越分 七、八八六、〇〇〇  
 内訳

客土工 二四、四一〇、〇〇〇

客土工 二、三五〇、〇〇〇 前年度繰越分

塘堤工 五、五三六、〇〇〇 //

であつて、三十年代から着工した本事業は、本年度客土事業をもつて完了する予定であつた。

また、前年度繰越分は完了し、本年度施工分は着工が著しく遅れ、監査当日未完了地区があつたので早期完工に努力されたい。なお、土量検定その他隣接背後地等の限界等につき一層厳正を要し、また業者から提出する日報の確認等についても更に厳格を期すること。

5 かんがい排水事業 関金町堀

事業主体 堀土地改良区  
 事業費 七〇〇、〇〇〇

本事業は、本年度から二年継続の配水路改修工事で、総延長一、七〇〇メートルのうち前記事業費をもつて一九七メートル施行中であつたが、基礎工が粗雑で、水路のコンクリート舗装の養生も悪く、型枠はコンクリート打後三日位に取除き施行しており、また、壁の上巾部分の厚さが不足している箇所があつた。

6 かんがい排水事業 倉吉市駄経寺

事業費 一、二六〇、〇〇〇

事業主体 羽合町浜新田

事業費 三、二六五、〇〇〇

前記事業は、いづれも配水路改修工事で、監査当日施行中であつたので、早期完工促進に努力を要する。

7 区画整備事業 倉吉市北野

事業主体 北野土地改良区

事業費 一〇、六二〇、〇〇〇

内翌年度繰越 二、〇〇〇、〇〇〇

本事業は、現地工程からして工期が遅れているので、早期完工促進に努力を要する。

8 二十八年災害復旧工事 倉吉市福積

頭首工復旧工事 二〇〇、〇〇〇

事業主体 倉吉市

堰体玉石コンクリート造長一三メートル及び水叩を練石張で施工し完成していた。

9 三十一年融雪災害復旧工事 東伯町八橋大口

頭首工復旧工事 三七三、〇〇〇

事業主体 東伯町

堰体玉石コンクリート造延長一七メートルであつて完成していた。

10 かんがい排水事業 羽合町浜新田

事業費 三、二六五、〇〇〇

事業主体 羽合土地改良区

水路延長八九〇メートル、底巾二メートル、三方コンクリート舗装で施工中であつた。

11 かんがい排水事業 東伯町丸尾

事業費 二、四〇〇、〇〇〇

事業主体 大元土地改良区

本工事は、全体事業費四、五〇〇、〇〇〇円をもつて昨年度より着工し、本年度で完成していた。

本年度は、水路延長五七〇メートル余、底巾三メートル余、両岸空積石垣で施工していた。

三 経理出納事務の処理につき、次の点留意されたい。

1 予算は、適期に令達をうけ計画執行すること。

2 農業土木調査費貸金七万四千三百円は、本庁主務

課が直接現地雇傭し使用した人夫賃の支払額である。支出負担行為区分の厳正を要する。

中海干拓事業所 昭和三十四年四月一日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎

一 本年度施行した事業の状況  
1 代行事業

- 堤塘工事 三、七三〇、二七八円
- 埋立工事 一七、二六三、一三二円
- その他 一、〇〇六、五九〇円
- 計 二二、〇〇〇、〇〇〇円

であつて、年度内に完了し全体計画に対する進捗率は、二三、二パーセントである。工事施行は、本年度において第一工区の堤塘工事を完成し、埋立工事は、三四年度で完成する予定である。

2 公共施設(附帯工)  
事業費 一、八九〇、〇〇〇

内 訳

- 排水路工 一、五二〇、〇〇〇  
(延長 七九、四メートル)
- 道路工 二〇八、〇〇〇
- その他雑費 一六二、〇〇〇

であつて、本事業は前記代行事業と併せ施行していたが、年度末期に到り事業費の増額等によつて工事が遅れ監査当日施行中であつた。早期完工に努力された。

なお、排水路工は、新工法の矢板式を用いていたが、施行監督は一層厳を要する。

二 経理出納事務は適正と認めた。

西部耕地事務所 昭和三十四年三月三十日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎  
三月三十一日  
四月一日

一 本年度事業の執行状況は

事業名	地区	事業費	補助金
過年度災害復旧事業	四八	三三、一四三、七〇五	一七、三九〇、五八四
三十三年災害復旧事業	八	二、一六六、〇〇〇	一、四九〇、五〇〇
早害応急対策事業	五一	一九、三四四、〇〇〇	六、九九三、六三六
団体管かんがい排水事業	八	一三、九七三、〇〇〇	五、五七二、〇〇〇
団体管耕地整備事業	二	二、三四〇、〇〇〇	六三六、〇〇〇
かんがい排水全体設計費	二	一、一九六、〇〇〇	九六、〇〇〇
老朽溜池保全事業		四、三三〇、〇〇〇	二、三三三、〇〇〇
計		六五、七四三、七〇五	二四、三三七、一七〇
県管用排水事業		一〇、二二二、〇〇〇	
米川暗渠防止対策事業		二、七四七、八〇〇	
計		一二、九七四、八〇〇	
外 計		一〇七、〇〇〇、〇〇〇	
小団地開発耕地整備事業	二二	一〇、八〇八、〇〇〇	
農山漁村建設総合施設事業	三二	三、五、四〇一、〇〇〇	
土地改良助成基金融資事業			



であつて、前記事業は、おおむね円滑に執行したものと認められた、なお、前記補助金のうち一千三百余万円は既に交付済で、残り二千一百七十七万八千一百二十円は、監査当日に交付を完了したことを確認した。事業に対する指導監督につき、次の点留意されたい。

1 大沢排水改良事業

事業費 一〇、二八二、〇〇〇  
請負額 七、四八一、〇〇〇

本工事は、前年度に引続き暗渠水路一七六、五メートルを請負施行し完了していたが、本年度も本工事業費から四十八万六千円事務費用とし請負減額し、工費の支払を翌年度に繰延べていたが、この措置につき主務課は慎重を期すべきである。

なお、業者の日報その他現場関係帳簿は整理中であつた。

2 かんがい排水事業 米子市崎津

事業費 三、五〇〇、〇〇〇  
事業主体 米川土地改良区

全体事業費六百六十万円をもつて三十二年度着手され、三十四年度完成の予定である。

本年度工事は、新設排水路二七八、三メートル、三方コンクリート舗装、改修排水路二九六、七メートルの練積石垣で施工を完了していた。

3 かんがい排水事業 境港市五ヶ井手

事業費 六、〇〇〇、〇〇〇  
事業主体 境港市

全体事業費一千九百万円をもつて三十二年度着手し、本年度で四七、三パーセント進捗している。

本年度工事は、排水路延長一、〇六二メートルを改修し、両岸ブロック積にて施工を完了していた。

4 かんがい排水事業 米子市福米

事業費 一、五〇〇、〇〇〇  
事業主体 新開川土地改良区

全体事業費五百万円をもつて本年度着手した。本年度工事は、水路底張(コンクリート)延長四三七メートルを施工していた。

5 護岸災害復旧工事 境港市渡

二十八年災害復旧工事 六〇〇、〇〇〇  
三十一年〃 二、六二九、〇〇〇

事業主体 境港市

二十八年災害復旧工事は、護岸延長一三二メートル、ブロック積、三十一年災害復旧工事は、ブロック積部分五一五メートル余、練積石垣部分一六一メートル余を同時に施工し完了していた。

6 かんがい排水事業 西伯町原

事業費 五五〇、〇〇〇  
事業主体 藤歩井手土地改良区

全体計画事業費一百三十九万円をもつて本年度工事に着手し、三十四年度完成の予定である。なお、本年度は、延長一五七メートル余、三方コンクリート舗装にて施工を完了していた。

7 二十八年災害復旧工事 溝口町金屋谷

水路復旧工事 三〇八、〇〇〇  
事業主体 溝口町

隧道による水路延長八七メートルのうち五四メートルをコンクリートブロック積で復旧工事を完成していた。

8 災害復旧事業(三三災) 中山町羽田井

事業主体 中山町  
事業費 一九八、〇〇〇

本事業は、水路復旧工事であるが、設計による石材等一立方メートル当り単価は一キロメートルの遠隔地を対象としてきめられているが、現場採取で施行しているので検討を要する。

9 かんがい排水事業 名和町大塚

事業主体 名和町  
全体事業費 一、一〇〇、〇〇〇

本年度施行分 四二五、〇〇〇  
三十四年度施行予定 六七五、〇〇〇

本事業、配水路改修工で本年度新規採取分である。本年度施行分は、総水路延長五八四、四メートルのうち二四八、五メートルであるが、事業主体では借

入金をもつて全工程を完了していた。  
ただし、施行跡地の整理不十分の箇所及び三方コンクリート水路壁の裏側埋戻しの不足箇所があった。

三 経理出納事務の処理につき、次の点留意されたい。  
1 補助金交付に当つて、補助金交付申請書及び検査復命書は一層厳を要する。

2 大沢排水改良事業の用地補償費は、県職員が債権者から委任をうけ受領交付しているが、直接交付に改めること。

種 畜 場 昭和三十四年四月二十一日監査

二十二日

二十四日

監査委員 松 本 利 治

荻 原 治 郎

昭和三十一年度にかかる種畜場の監査を執行したが、その結果、多年の懸案であつた本場施設整備計画が本年

度から二年継続事業として策定され、その初年度に当り一千五百余万円(三十四年度一千余万円)をもつて建物その他内容充実に着手されたことは、誠にきん快に堪えない。

この施設整備とともに欠員中であつた専任場長も発令され、さらに有畜営農指導所等附属機関との有機的結合を一層強化し、本県畜産改良向上に努力しているが、なお、本監査を通じ検討してみると、一般的には、(一)優良種畜の適正増けい、(二)経営管理部門別の分析検討、(三)飼料対策と労務管理等本場及び附属機関を通じての経営規模の適正合理化につき一層配意を要し、さらに行政的には畜産物流通対策の確立及び附属機関運営の再検討等重要課題があるので、県はこれらについて慎重検討し、本県畜産行政伸展のために適切な措置を講じ、効率的運営せしめるよう特別の配意を要望する。

なお、細部事項は、おおむね次のとおりである。

一 現在職員は、場長以下四一名と場雇よう人夫一九名であつて、このうち有畜営農指導所六名(場雇よう人四)

畜産加工所七名(場雇よう人七)、残り二八名(場雇よう人八)が本場勤務であるが、職員の欠員は逐年不補充のままと場雇ようである。労務賃金も予算的に制約をうけ、本機関の労務管理は、一層窮屈となつてきているので、内部組織体系に検討を加え、労務管理の改善合理化につき工夫を講ずるとともに、労務賃金の増額考慮につき、県の配意が必要である。

二 優良種畜の増けい及び配布状況は、本年度整備費(一九〇万円)で和牛牝五、乳牛牝一、と場費(八八四千元)で乳牛牝七、豚五を購入整備し、一方場生産及び増殖したものを合せ和牛牝三、和牛牝一、乳牛牝一、乳牛牝三を県下に配布している。また、本場の基礎牝牛(和牛)の増けい保留の状況は、三一年一頭、三二年六頭、三三年五頭、計一二頭が現在けい養されているが、基礎牝牛の保留けい養数は、改良試験上なお少に失する憾があるので、さらに検討を加え増けいに意を注ぐ要がある。

三 畜牛増殖事業費(特別会計)二百八十五万余円の事

業内容を分析してみると、本事業の目的である種牝牛の育成貸付は、民間団体との種々経緯があつて、事業を縮小し近年肥育事業に主力が注がれ、本年度は僅か候補牛二頭を購入(二〇一、八〇〇円)し、前年度購入育成中の二頭を含め計四頭のうち二頭を東伯、八頭畜連に貸付し、一頭は他県に種牝牛として移出、残り一頭は肉牛として払下処分している状況である。また、肥育事業は、二五頭(購入費一、二一八、五〇〇円)を購入し、約三ヶ月間肥育し肉用として払下げているが、この肥育試験の結果によると経費は割高となつている。本事業の運営につき根本的に考究の余地がある。

四 人工授精網の確立については努力し、その普及浸透は、逐年伸張をみていることは結構である。さらに普及浸透と輸送精液に対する利用率の向上に努めるとともに、和牛についても後代検定を実施し、畜牛改良の基礎資料とすべきである。

なお、本年度実績は、次のとおりである。

	三三年度	三三年度
和牛	輸送本数 六、八三二	六、五〇六
	使用本数 四、〇〇一	三、九〇六
	利用率 五八、五%	六〇、九%
乳牛	輸送本数 六、五三三	九、六七四
	使用本数 四、九〇五	七、九九六
	利用率 七五、〇%	八二、七%

五 本年度における家畜飼料の需給状況を検討してみると、前年度より家畜単位は八、一頭増けいし、粗飼料の生産量比較では重量において一、五五倍、養分総量では二、一五倍で、自給度の増進と、ほ場経営の合理化に一步を進めてきたことが認められる。しかし、濃厚飼料と粗飼料との養分総量からみた濃厚飼料の割合は五・一パーセントで(前年六・一・六パーセント)、飼料の給与標準からすれば未だ濃厚飼料への依存度が高いので、更に土地利用の高度化につき工夫を講じ、粗飼料の自給度向上に努めるべきである。

六 畜産技術練習生の養成状況は、定員二〇名に対し本年度は一七名の修了者であつて、さらに三十四年度は

僅か八名(一年生五、二年生三)で入所希望者がいて減ってきている。この減少事由は種々あるようであるが、入所資格の拡大、修業年限等現行制度の改革につき検討考慮し、収容施設の改善を図つて入場にも力をもたせることにつき当局の善処が望まれる。

七 整備計画により本年度整備された内容は、種牡牛舎等建物整備と種畜購入その他トラック等機械整備が図られ本機関の面目を一新してきたが、畜舎整備に伴う尿処理及び測溝の整備が計画されていないので、この点考慮を望む。

八 有畜農指導所(中山)

本機関では、本場との有機的結合を一層強化し、乳牛の増けい飼育を図り、牧野造成と草地改良を行い、立地条件を活した山地酪農の方向に進み、基盤の造成に努力している。当所のあり方については、毎年指摘しその考究方を要望してきているが、県の基本方針が未決定のまま今日に及んでいる。開拓管農には、酪農経営が必須的と考えられている折柄、当所の運営につ

いては立地的には多少の問題はあろうが、開拓政策との有機性をもたせ、開拓管農の指導と技術取得の場とすべく、木庁関係課は相ていけいし総合的に検討すべきである。

九 米子ふ卵場(米子)

運営状況は、民間種鶏業者から系統不明の種卵を購入し、ふ卵を行つているが、ふ化した初生びなは無鑑別のまま地元種鶏農協に一括払下げている。このふ化率をみると、三二年六三・五パーセント、三三年六三・七パーセント、三四年五九・三パーセント(何れも春期)で、成績も良好でない。これらの過去数年の運営状況にかんがみ、県の事業でありながら特定団体の委託事業を行つている憾が深いこと及び成績その他からその施設存廃につき考究の余地がある。

一〇 畜産加工所(浜村)

1 運営費は、定数職員(七名)のうち三名の業手の職員費と事業費支弁による賃金職員七名の人件費その他の事業費はいずれも独立採算で運営し、羊毛加

工、育すうその他事務実績は概ね良好であるが、試験研究費その他施設充実に伴う資本投下については県費考慮が必要と認められる。

2 事業費支弁による賃金職員の雇ようにつき難色があるようであるが、生産収入を企図すればその結果として当然賃金支弁は避けられないので、この点人事当局の考慮が必要である。

3 独立採算上の収支状況は、おおむね順調で逐年剰余金を出し、内容設備の充実を図つている本年度も、総体的にみると、約十九万円程度の収支残を生ずる見込みであつたが、更に事業内容別の収支分析を行い、運営の合理化に努める要がある。

4 種畜場整備事業費のうち五十八万円が本所の建物敷地の地上げと冷蔵庫施設の整備に充てられ監査当日着手していた。(繰越事業)

一一 場費の収支状況を分析してみると(単位千円)

	予算額	支出決算 見込額	特定財源 上	県費
本場 (米子ふ卵含む)	8,000	7,635	7,540	△ 91
指導所	3,355	2,890	2,050	△ 86
加工所	4,069	4,227	4,007	一 20
計	15,524	14,752	14,005	△ 747
右財源内訳				
特定財源	14,111	14,055		△ 56
県 費	1,413	797		△ 616

であつて、予算に計上された事業費に対する県費充当額は僅か百二十九万円程度であるが、この決算見込みでは、前記のとおり五十五万円程度節約したことになるが、他面特定財源のうち人件費及び施設整備費に五十三万円提供しているの、これを考慮すれば、本年度収支はおおむね相償つてゐる。

また歳出面で七十四万余円の執行保留見込みである。これは、生産収入等特定財源の収入減に伴う抑制によるものであるが、本年度諸事業は、おおむね当初計画

どおり執行しているものと認めた。

次に、前表に示すとおり、指導所は相当額の県費投入の結果が生じているが、これは、冒頭にも述べたように、本場との有機性により事業の強化を図つたため本場費よりカバーしたものである。

また、畜産加工所の決算見込額の増加についても、事業実績によつて生じたものであり、総合経理上全体からみれば予算超過にはなっていない。よつて、これらの収支運営状況からみて、過去に説しているように、さらに本場附属機関別に業務管理部門の分析とその細目収支を明確にし、本機関全体を通じての経営規模の適正合理化に努めることにつき工夫が必要である。

一二 経理出納事務は適正と認めしたが、なお、事務手続その他現場事務処理につき是正改善の余地が少くないので、さらに検討を加え、事務能率の向上を図る要がある。

なお、次の点留意改善されたい。

1 予算の計画的執行

- 2 家畜類払下の慎重化
- 3 生産物引継及び処分の迅速合理的処理
- 4 委託販売の場合の収支相殺是正
- 5 委託加工及び育すうに対する台帳整備
- 6 会計公簿記帳その他収支決裁書類の簡素合理化
- 7 分任出納員からの引継事務の迅速化
- 8 未収金の早期整理